



トピックス

「301人以上の企業は女性活躍に関する情報公表が必要です」

昨年の令和4年7月に施行された女性活躍推進法に改正により、労働者が301人以上の企業においては、女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」が追加されています。

「男女の賃金の差異」の初回の公表は、施行日以降に事業年度が終了してから3か月以内に実施する必要があります。

例えば4月に事業年度がスタートする企業においては6月末が実施期限となります。

公表すべき項目の詳細は以下をご覧ください。

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA~Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C：以下の7項目から1項目選択

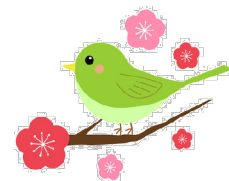
常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 以下の①~⑧の8項目から1項目選択 + ⑨の項目（必須）*新設		「職業生活と家庭生活との両立」 以下の7項目から1項目選択 ※従来どおり	
①採用した労働者に占める女性労働者の割合	⑨男女の賃金の差異 (必須) *新設	①男女の平均継続勤務年数の差異	+
②男女別の採用における競争倍率		②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合	
③労働者に占める女性労働者の割合		③男女別の育児休業取得率	
④係長級にある者に占める女性労働者の割合		④労働者の一月当たりの平均残業時間	
⑤管理職に占める女性労働者の割合		⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間	
⑥役員に占める女性の割合		⑥有給休暇取得率	
⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績		⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率	
⑧男女別の再雇用または中途採用の実績			

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

※公表先は自社のHPか厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」になります。



人事・労務



「経歴詐称を理由とする解雇」

1. 懲戒解雇とは

まず、解雇とは、会社の判断で一方向的に従業員との労働関係を終了させるものです。解雇を行う理由は様々ですが、その中で従業員としてあるまじき行為（非違行為といいます）を理由とする解雇を「懲戒解雇」と呼んでいます。

懲戒解雇は、従業員への「罰」という意味合いを持っており、懲戒解雇の場合、従業員としての立場を失うだけでなく、そこに非違行為をしたことの罰であるという評価が加わります。

その結果、通常の解雇よりも再就職が難しくなったり、会社によっては退職金の金額に影響があるなど、従業員が被る不利益が大きくなります。したがって、罰を与えるに相応しいか否かが厳しく審査されることとなります。

2. 経歴詐称と懲戒の事情

経歴詐称が懲戒の事情として認められなければ、懲戒解雇をすることはできません。「詐称」とは、事実と本人から会社に伝えられた内容が異なっていることを指しますが、具体的な内容は様々です。例えば、ご質問にある職歴に関するもののほか、新卒採用において最終学歴を偽るといったこともあります。

裁判例等によると、従業員から伝えられた情報と事実との相違が全て懲戒の事情として認められるわけではないようです。経歴詐称の中でも、重要な経歴の詐称に限って認められるという傾向です。重要な経歴かどうかは、採用までのやり取りや採用の理由、会社の採用基準、従業員が実施している職務の内容や会社の事業内容といった要素から判断されます。

3. 社会的に妥当か否か

重要な経歴の詐称と認められたとしても、懲戒解雇が社会的に妥当でなければ、解雇は無効となります。妥当か否かを判断するための要素としては、過去に同じような事案があった場合の会社の対応（例えば、どのような処分を行なったか）や懲戒解雇に至るまでの手続きといったものが挙げられます。

経歴詐称にも様々な内容があるため、仮に重要な経歴詐称と判断されたとしても、懲戒解雇では重すぎるとされる可能性がある点に注意しておく必要があるでしょう。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

